

論文審査の結果の要旨

氏名：飯 田 諒 介

博士の専攻分野の名称：博士（心理学）

論文題名：目撃者の信頼性評価に関する心理学的研究：確信度の一貫性と目撃者の年齢からの検討

審査委員：（主査） 教授 羽 生 和 紀 ㊞

（副査） 教授 岡 隆 ㊞ 教授 内 藤 佳津雄 ㊞

本論文は裁判心理学、あるいは法心理学とよばれる心理学の領域における研究である。法心理学とは、警察活動及び裁判にかかわる心理的要因を検討する心理学の領域であり、本研究は、特にその中で認知心理学的なアプローチにより、目撃者の証言に影響を与える要因とそれに伴う目撃証言への評価を検討した一連の研究に連なるものである。こうしたアプローチは、日本においては1990年代より始まり、学術的には記憶の変容や歪みに関する多くの知見を提供してきたが、実務においては、そうした記憶の歪みや変容が、裁判の結果に多くの影響を与えていること、特に冤罪を引き起こすことがあることを明らかにし、またそうした冤罪の問題に関して警鐘を鳴らしてきた。

本論文では、目撃者の確信度が変容、特に上昇した場合の、第三者による目撃証言への信頼性の低下に影響を与える要因の検討と、さらにそこに目撃者が高齢者である場合の効果を検討している。一般的に、目撃者の証言の確信度が上昇している場合、つまり当初の取り調べよりも、後の取り調べや裁判における証言場面での確信度が大きく上昇している場合には、目撃者の証言が変容したと判断され、目撃者の証言に対する第三者からの信頼性は低下する。だが、この際何らかの正当化が行われると、この信頼性の低下が起こらないことがあるとされている。しかし、確信度が高まる理由は、純粋に目撃者が記憶を取り戻すことのほか、取り調べの過程において、取調官に意識的、あるいは無意識的に誘導されることなどの理由が考えられ、後者の場合には被疑者に不利な方向に確信度が上昇することになる傾向がある。そのため、目撃者の証言の変遷、特に確信度の上昇に対する正当化を受け入れてしまう現象に対しては注意が必要であり、そのメカニズムの理解が必要となる。一方、高齢者に対してはその認知能力に対して、一般的にネガティブなステレオタイプがもたれていると想定できる。そのため、確信度の上昇に対する正当化が、青年・壮年者とは異なる形で評価される可能性がある。こうした理由から、本研究では、高齢の目撃者という変数を加え、確信度の上昇に対する正当化を受け入れてしまう現象のメカニズムの解明を進めることを目的としている。

本論文は3部より構成されており、第1部序論では本研究の目的と意義について、既存研究の枠組みの中で詳しく記述している。既存研究の包括的なレビューを行い、本論文の実務的意義を踏まえたうえで、実際の研究における適切な目的を設定し、必要な研究の方法を規定している。

第2部本論では6つの実験的研究について記述している。研究1と2では、目撃者の確信度の上昇に対する正当化について実験的に検討し、研究3と4では、目撃者が高齢者であるという条件を加えて、さらに実験的検討を行っている。

研究1では正当化に用いられる情報が詳細な場合には、目撃者の信頼性評価が維持されることが示された。研究2では、若い成人の目撃者の場合には、正当化として事件とは直接関連のない情報を供述した場合でも、証言された情報が詳細である場合には、確信度上昇による目撃者の信頼性評価の低下が抑制されることが示された。これは、事件とは直接関係はなくとも、詳細な証言ができるということが、認知的な能力の高さとして評価されたためと解釈された。

研究3と4では、認知的能力が低下しているというステレオタイプを持たれがちな、高齢者という要因を加えて、さらに確信度の上昇と信頼性評価に関する検討を行っている。結果は、年齢の効果は見られず、確信度の変容による信頼性評価の低下は若い成人と高齢者に同等に生じていた。特に研究4では、証言の詳細度を下げ、あるいは矛盾を加え、また、確信度の表現を変化させているが、それでも結果に変化はな

く、年齢の効果は生じなかった。

続く研究 5 と 6 では、高齢者の目撃者という要因に、研究 1 と 2 と同様に正当化の有無を要因に加えた検討を行っている。研究 5 では、事件と関係する詳細な情報による正当化を行った場合には、確信度が変化した場合でも、若い成人と高齢者の信頼性の低下は同程度に抑制された。しかし、研究 6 で、事件と関係がない情報を正当化に用いた場合では、高齢者の信頼低下が抑制されることはなかった。これは、高齢者が不適切な証言をすると、高齢者のネガティブなステレオタイプが活性化されるためと解釈された。

第 3 部結論では、第 2 部で記述した 6 つの実験的研究結果全体の総合的考察を行い、さらにそうした結果が示す実務的示唆および本研究の課題と今後の展望を示している。

本論文の結果をまとめると、既存研究と同様に、若い目撃証言者の場合には、確信度が上昇した場合でも正当化がされると信頼性評価の低下が抑制された。それは正当化の内容が事件と直接の関連性のない内容でも同様であった。一方、目撃証言者が高齢な場合には、正当化の内容が事件との関係性が高い場合には評価の低下は抑制されたが、正当化の内容が事件との関係性が低い場合には評価は低下した。この結果は、若い目撃証言者の場合には、関係性が低い内容であってもそれを証言できたことが、記憶力が高いなどの認知能力の高さとして評価されたのに対して、高齢の目撃者の場合には、関係性の低い内容を証言することは、会話において本題と関係のないことをしゃべりがちであるという、加齢に伴う高齢者に特有の行動傾向と判断されたからであると解釈された。そして、高齢者においてそうした判断がされたことに対して、高齢者の認知能力に対するネガティブなステレオタイプが一因となっている可能性を示唆した。こうした知見は、冤罪の原因になることがある証言が変遷した目撃証言が、正当化により信頼性が維持されてしまうメカニズムの解明に対する大きな貢献である。

また本研究は、目撃者の証言が変遷する際の、第三者の目撃者への信頼性評価に影響を与えるメカニズムに関する理論的知見をもたらすと同時に、目撃者の証言に関しては、意識的、無意識的に変容することは避けがたいために、その変容に関する弁明や正当化を考慮するよりも、初期の証言を重視すべきであるという、非常に重要な実務的示唆をもたらしている。

なお、本論文で行われている実験はよく準備された妥当性の高いものであり、分析に関しても最新の方法を意欲的に取り上げるなど、研究の質も高いものと評価される。

よって本論文は、博士（心理学）の学位を授与されるに値するものと認められる。

以 上

令 和 3 年 1 月 6 日